

感染症流行等における RevMate®遠隔診療の実施について



- RevMate®における遠隔診療は時限的・特例的対応です。実施にあたっては、慎重にご判断をお願いいたします。
- 遠隔診療実施前に必ずRevMate®合同運営委員会の承認を得てください。



本ガイドラインの内容は、RevMate®ホームページ(<https://www.revmate-japan.jp/ver7/professional/operation/enkaku.html>)でも公開しています。



感染症流行等におけるRevMate®遠隔診療の概要

- RevMate®遠隔診療ガイドラインは、RevMate®センターにて作成、RevMate®第三者評価委員会、厚生労働省安全対策課の了承を得ております。
遠隔診療には、規制当局より発出された事務連絡※1(以下、「遠隔診療事務連絡」)を遵守してください。
- RevMate®遠隔診療ガイドラインに従い、以下の通り対象範囲を決定いたしました。

● 対象事由：(①医療機関における理由、②患者さんごとの理由、③その他)

- ①感染症流行により、医療機関の外来診療が制限される場合
- ②処方医師が当該個別患者さんなどの感染症リスクが高まると判断した場合
- ③①および②に該当しない事由に関しては、RevMate®合同運営委員会でその妥当性を審議

● 対象期間※2: RevMate®合同運営委員会で定めた期間

● 対象地域※2: 全国

● 対象施設・患者: 事前にRevMate®合同運営委員会の特例審査にて承認された施設、患者さん

※1 厚生労働省 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(以下、「厚生労働省 令和2年4月10日事務連絡」)、厚生労働省 令和2年8月26日
事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関する留意事項等について」

※2 公的機関(国、自治体等)が緊急事態宣言を発出した期間及び地域あるいは遠隔診療事務連絡の適応期間及び地域を参考に決定する。

RevMate[®]遠隔診療の対象患者

以下の条件を満たす患者さんを対象とします。

- 処方医師が遠隔診療の適応だと判断した患者さん
- レナリドミド・ポマリドミドで治療中の患者さんで、処方時にRevMate[®]の説明と同意書の取得を必要としない患者さん

Ver.6.2以前より服用していた薬剤を、Ver.7.0以降に初めて異なる製造販売業者の薬剤(同一成分)へ切り替えを行う場合は同意書の取得が必要です。

ただし、以下の要件を充足する場合には、遠隔診療において、薬剤の切り替えを行うことができます。

- ① 同意書の内容を、遠隔診療中に説明し、患者の同意を得ること、その説明内容について診療録に記載すること。
- ② 遠隔診療において口頭で同意を取得した場合、次回の通常診療時に必ず、同意書を取得すること。その際、同意書上の日付は、後日の通常診療日ではなく、口頭で説明を行い同意を得た日である、遠隔診療実施日を記載すること。

- 近隣の医療機関で血液検査等および妊娠反応検査が受けられる患者さん

(ただし、血液検査等に関しては、患者の病状が安定しており、血液検査等を省略できると処方医師が判断した場合はこれに限らない。)



詳細については、図1(P.4)をご覧ください。

- 「C女性」の場合は、妊娠反応検査の結果を入手できる患者さん(市販の妊娠診断補助薬を用いる場合は、Check One FASTなど、感度が25 IU/Lのものをを用いること)



A 男性



B 女性

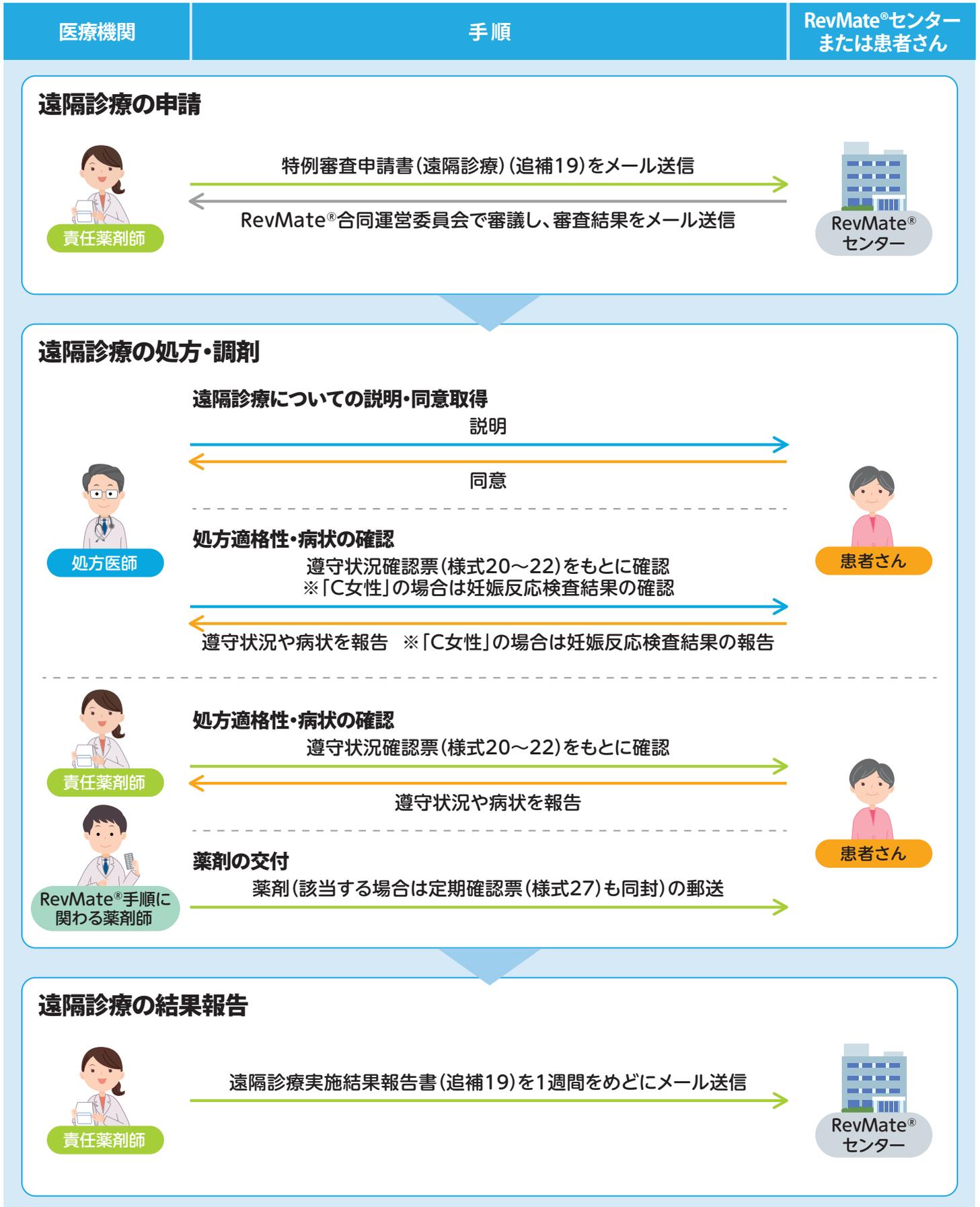


C 女性

(妊娠する可能性のある女性患者さん)

RevMate®遠隔診療の手順

遠隔診療の流れは以下の通りです。



RevMate®遠隔診療における処方・調剤の手順

「RevMate®(レナリドミド・ポマリドミド適正管理手順)」の「11.3. 同一薬剤の継続処方時の手順」に従ってください(通常通りタブレット端末またはFAX-OCR版様式にて遵守状況確認票(様式20~22)を作成し、RevMate®センターに送信してください)。なお、遠隔診療を実施する際は、以下の点にご注意ください。

- 通常、診療時に処方医師および責任薬剤師が対面で確認する適格性は、電話やビデオ通話やそれと同等の疎通性を有する方法で確認します。
- 遠隔診療に関する**処方日数は28日を限度**とします。
- 血液検査等に関しては、病状が安定しており、血液検査等を省略できると処方医師が判断した場合は、図1を参考に、28日処方を上限として省略をして差し支えありません。



詳細については、図1(P.4)をご覧ください。

- 妊娠反応検査や血液検査等の検査結果はFAXや画像で入手します。その結果は診療録に記録します。

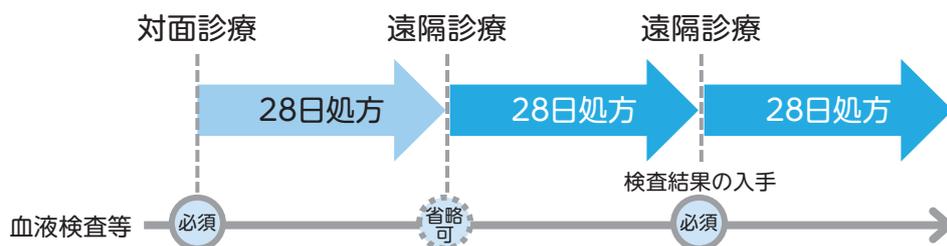


詳細は、「こんなときどうすればいい?」(P.7,8)のQ5,9をご覧ください。

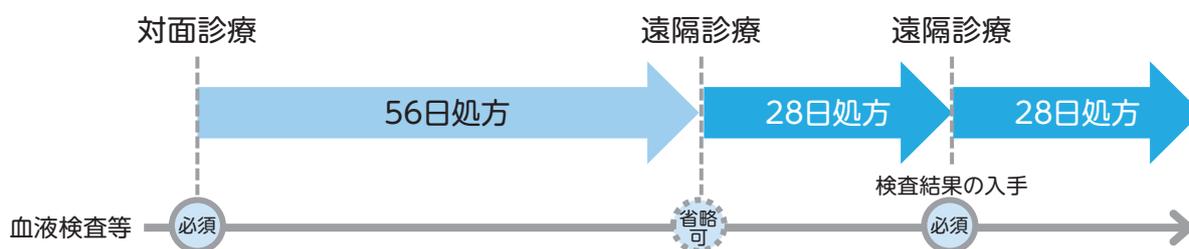
- 「C女性」で妊娠反応検査結果が入手できない場合は、遠隔診療対象から除外します。

図1

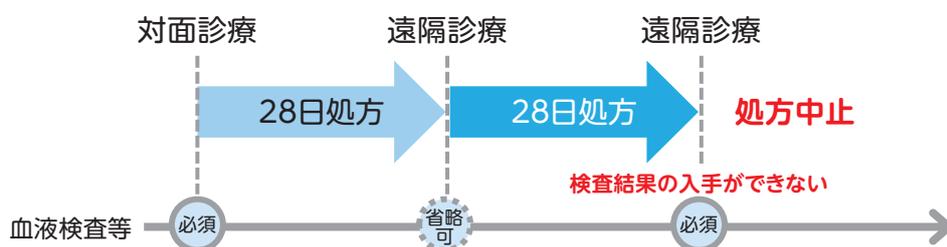
● 対面診療で28日処方であった患者さんの場合



● 対面診療でやむを得ず28日以上処方であった患者さんの場合



● 血液検査等の結果が入手できない場合



RevMate®遠隔診療における定期確認の手順

定期確認票(様式27)の確認と回収については以下の手順をご確認ください。

- 定期確認票(様式27)の提出時期に該当する患者さんは、患者さん本人または薬剤管理者に電話やビデオ通話、それと同等の疎通性を有する方法で定期確認票(様式27)の項目をすべて確認します。
- 定期確認票(様式27)は、次回の通常診療時に回収します。



RevMate®遠隔診療における残薬の回収

残薬の確認と回収については以下の手順をご確認ください。

- 自宅で薬剤の廃棄は行わず、飲食物と区別された子供の手の届かない患者専用の場所で保管し、次回、来院時に返却するよう指導します。

主な様式

RevMate®遠隔診療で使用する主な様式は以下の通りです。
RevMate®ホームページ(<https://www.revmate-japan.jp/ver7/professional/operation/enkaku.html>)からWordファイルをダウンロードいただけます。



RevMate®特例審査申請書(遠隔診療)(追補19)

申請については、必須項目を入力してRevMate®センターまでメール送信してください。

RevMate®特例審査申請書(遠隔診療)

1. 申請理由(申請理由)を選択してください。医療機関申請にチェックを入れてください。

2. 申請者名(申請者名)を入力してください。

3. 申請理由(申請理由)を選択してください。

4. 診療情報(診療情報)を入力してください。

5. 患者情報(患者限定申請の場合に患者情報を入力してください)を入力してください。

6. RevMate®センター記入欄(RevMate®センター記入欄)を入力してください。

●入力方法について

- 施設における理由の場合:「医療機関申請」に✓を入れてください。
患者さんにおける理由の場合:「患者限定申請」に✓を入れてください。
 - 「申請者名」は、責任薬剤師とし、入力してください。
 - 不在などで責任薬剤師からの申請が難しい場合は、余白に薬剤部長または薬剤部内責任者の役職・氏名を入力し代理申請をしてください。
 - 「申請理由」に詳細を入力してください。
 - 「診療情報」はご施設のルールに従って入力してください。
 - 「患者限定申請」の場合のみ、「患者情報」を入力してください。
- 結果報告の際には、遠隔診療実施結果報告書(追補19)を用いて報告をお願いいたします。
- 入力完了後、RevMate®センター(mbjprevmatec@bms.com)までメール送信してください。

● 特例審査申請書(遠隔診療)(追補19)の受領後、RevMate®合同運営委員会で審議いたします。
審議結果は、RevMate®センターから特例審査申請書(遠隔診療)(追補19)を送っていただいたメールアドレス宛てに、「RevMate®センター記入欄」入力済みの特例審査申請書(遠隔診療)(追補19)、「審査番号」「施設名」入力済みの遠隔診療実施結果報告書(追補19)を添付してメールにてご連絡いたします。RevMate®センターから送付された添付ファイルはご施設で適切に保管してください。

RevMate®遠隔診療実施結果報告書(追補19)

遠隔診療を実施した結果については、1週間をごとにRevMate®センターまでメール送信してください。

RevMate®遠隔診療実施結果報告書

1. 血液検査等を実施していない場合は、「血液検査等」の項目に処方医師の判断で実施していない旨を入力してください。

2. 遠隔診療の実施後、1週間をごとにRevMate®センター(mbjprevmatec@bms.com)までメール送信してください。

●入力方法について

- 血液検査等を実施していない場合は、「血液検査等」の項目に処方医師の判断で実施していない旨を入力してください。
市販薬(25 IU/L)で妊娠反応検査を実施した結果を聴取した場合は、「妊娠反応検査」の項目に検査キットの商品名を入力してください。
 - 遠隔診療の実施後、1週間をごとにRevMate®センター(mbjprevmatec@bms.com)までメール送信してください。
- 遠隔診療記録については、別途、診療録に残してください。

こんなときどうすればいい？

Q1 RevMate®遠隔診療はいつ終了しますか。

時限的・特例的に厚生労働省より発出された事務連絡が廃止された時点で、RevMate®合同運営委員会でRevMate®遠隔診療終了について検討します。

RevMate®の遠隔診療を終了する場合は、全RevMate®登録医療機関にFAXで連絡するとともに、申請があった医療機関にはメールで連絡をし、速やかに遠隔診療結果報告書(追補19)の提出を依頼します。

Q2 特例審査申請書(遠隔診療)の医療機関申請と患者申請の違いは何ですか。

感染症流行等により、当該医療機関の外来診療が中止または縮小された場合などで遠隔診療を行う場合は、「医療機関申請」にチェックを入れてください。

処方医師の判断で患者さんの感染リスクが高いと判断した場合は、「患者限定申請」にチェックを入れ、患者さんの情報を入力してください。



詳細については、「主な様式」(P.6)をご覧ください。

RevMate®合同運営委員会 御中			
RevMate®特例審査申請書(遠隔診療)			
下記の通り、申請いたします(いずれかに☑をお願いします)。			
<input type="checkbox"/> 医療機関申請 (「1. 医療機関情報」を記入し、メールで RevMate®センターまでご連絡ください)			
<input type="checkbox"/> 患者限定申請 (「1. 医療機関情報」及び「2. 患者情報」を記入し、メールで RevMate®センターまでご連絡ください)			
	申請日	年	月 日
1. 医療機関情報			
	<input type="checkbox"/> 責任薬剤師		

Q3 特例審査申請書(遠隔診療)の送付時に「医療機関申請」にチェックを入れた場合、患者さんの情報の入力不要ですか。

申請いただく際には不要ですが、遠隔診療されたすべての患者さんについて遠隔診療実施結果報告書(追補19)を用いて結果報告をお願いいたします。

結果報告は1週間をごとにRevMate®センターに報告してください。

Q4 特例審査申請書(遠隔診療)は処方医師から申請してはいけませんか。

責任薬剤師から申請していただく手順となっています。ただし、責任薬剤師が不在などで責任薬剤師からの申請が難しい場合は、余白に薬剤部長、または薬剤部内の責任者の役職・氏名を入力し代理申請をお願いいたします。

Q5 「C女性」の妊娠反応検査は必ず行わないといけませんか。

必ず行ってください。RevMate®では、妊娠反応検査は感度が25 IU/L以上の検査薬を用いて確認する必要があります。

検査を行った医療機関からFAXまたは画像で検査結果を送付してもらい、確認結果は診療録へ記録してください。市販薬においても同様の確認ができるものに限り使用していただいても問題ありません。ただし、市販の検査薬で検査を行った場合は、患者さんが携帯電話などで撮影した検査結果の画像を確認してください。

Q6 RevMate®遠隔診療を実施した場合、薬剤はどのように患者さんに届けばよいですか。

患者さんの手元に確実に届くよう書留または宅配便などで交付してください。

Q7 レナリドミド・ポマリドミドは郵送してもよいですか。

平常時は、第三者への曝露や紛失の危険性が否定できないため、郵送は推奨していません。

しかしながら、遠隔診療に係る特例審査にて承認された場合は郵送していただいて問題ありません。

ただし、郵送する際は書留などで紛失しないように留意しご対応ください。

なお、郵送された場合は、患者さんの手元に届いたことを必ず確認し、遠隔診療実施結果報告書(追補19)にてその旨の報告をお願いいたします。

Q8 薬剤の郵送費は病院が負担するのですか。

遠隔診療事務連絡には、「患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他の電子決済等の支払い方法により実施して差し支えないこと」と記載があります。

Q9 近隣のクリニックにて血液検査等を実施する場合はどのように対応したらよいですか。

- 近隣医療機関にRevMate®における血液検査等・妊娠検査の重要性を理解してもらうため、なぜその検査が必要であるかを記載し、検査項目を含めた診療情報提供書(紹介状)を発行し、患者さんから近隣医療機関にお渡しいただくように指導してください。
- 処方医師は検査の内容も確認していただく必要があるため、検査を行った医療機関からFAXまたはメールなどで検査結果(画像)を送付してもらい、ご確認をお願いいたします。確認結果は診療録へ記録してください。入手した検査結果の保管はご施設のルールに従ってください。

RevMate®センター



お問い合わせ先

0120-071025

受付時間 9:00~18:00(土日・祝日・年末年始を除く)

レブメイト



<https://www.revmate-japan.jp/>

